

# 小森谷山地集落における山域利用と生業形態

— 両神村小森煤川集落を中心として —

原田洋一郎

## I はじめに

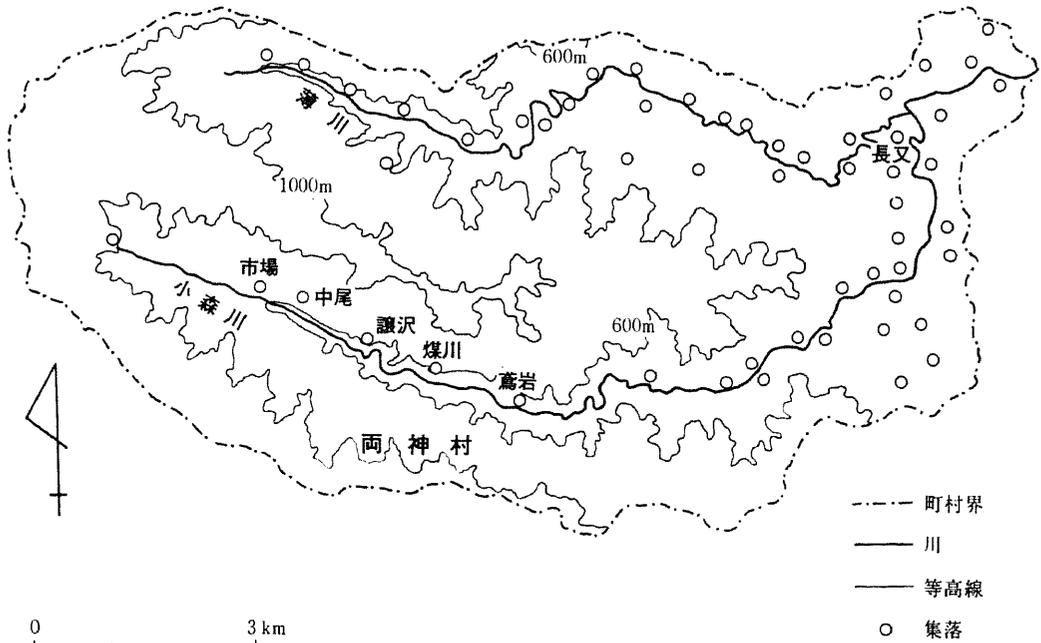
小森川は、両神山の南西麓より発する赤平川の支流であり、同じく赤平川の支流である薄川と両神村長又で合流する付近まで、小森谷と呼ばれる狭小な谷を刻んで流れる。この谷の上流部の斜面は、秩父古生層の堅い基盤岩からなるためきわめて急峻であるが、標高500~600mの山腹の斜面には比較的傾斜の緩やかな部分があり、煤川・譲沢・中尾・市場といった集落が分布している(第1図)。

小森川沿いの県道から離れ、県道と集落を結ぶ曲折した道路を上りきると、斜面上に寄り添うように並んでいる家屋がみられる。その周囲には、

斜面を利用した畑が広がっているが、一見して、それらは集落を保つのに十分ではないように思われる。

集落を貫く道幅の狭い旧道は、集落を離れると間もなく杉林の中に消えていくが、昔時は馬子に牽かれた馬が炭や薪等の荷を載せて小鹿野町へと通った道筋であった。馬によって運搬された薪炭は、集落と耕地をとりまく広大な山域の山林資源を用いて生産されたものであった。

このように、これらの集落は、斜面上の畑の耕作に、山林資源を用いた生産活動を組み合わせて存続してきたと考えられる。その組み合わせの形態がどのようなものであり、時代を通じてどのように変化してきたかを明らかにするのが、この報



第1図 研究対象地域

告の目的である。

秩父地域には、小森谷と同様の環境条件にあり、同様の景観をみせる集落は少なくない。そしてその多くが少なくとも江戸時代にまで遡る古い歴史を有している。これらの集落は地域の中心ではないが、地域における主たる生産の場であった。これら山地集落における生産のあり方、さらには地域の中心との関連のあり方を考察することは、秩父地域の個性の把握にあたって不可欠であると考えられる。

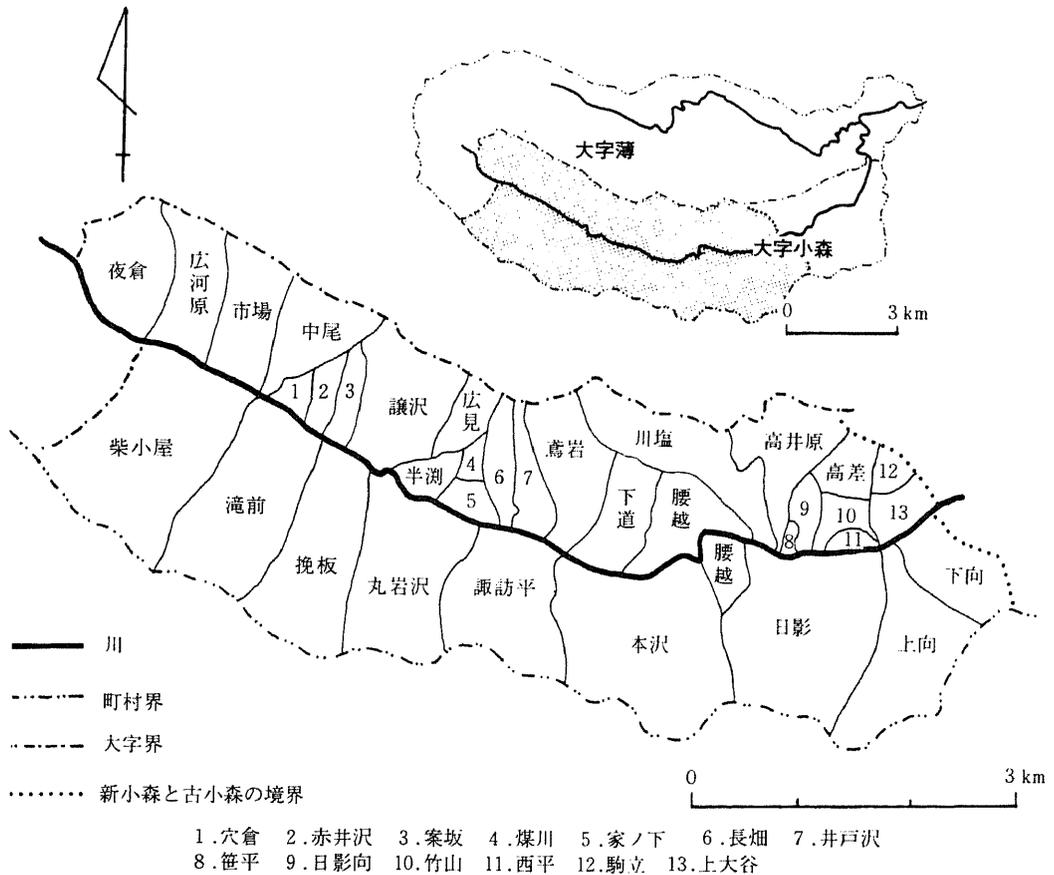
## Ⅱ 江戸時代以前の小森谷

### 1) 集落の形成

「新編武蔵風土記稿」<sup>1)</sup>(以下、風土記稿と略称)

の記述によれば、小森谷の大谷より上流部の集落は、慶安5年(1652)に検地を受けるまでは薄村に属していたが、翌承応2年(1653)に同村より分立し、小森村に属することになった。これらの地域は旧来の小森村(便宜上、以下古小森と記す)に対して、新小森と呼ばれた(第2図)。このうち、鳶岩より上流部は谷底を離れて山腹に立地した集落であり、「風土記稿」には、「大谷より西の方なる市場・煤川など云へる二区には民家もかれこれ三十七軒あれども、谷川の北なる山により、二三町許も高處に家居して本村を去ること一里半許、頗る辺鄙險阨の地にて牛馬の通ひもなき所なり」とある。

この地域で最も古くからの由緒がある家のひとつと伝えられる市場のA家の墓地には、室町時代



第2図 旧新小森村域内の小字

のものと思われる緑泥片岩製の板碑がある。この墓地のある場所は「ヤクシ」と通称されており、かつては薬師堂が在ったことを推測させる<sup>2)</sup>。さらに市場という集落名からは、この地が物資の取り引きの場であったことが推測される<sup>3)</sup>。また、戦国期末には、小森川と薄川の合流点に近い薬師堂にも市が立てられていた<sup>4)</sup>。このように、小森谷周辺には中世期以来物資の取り引きの場があった。小森谷の集落には、これらの場所で取り引きする物資の生産や、取り引き自体に携わる者があったことは十分に考え得る。

## 2) 江戸時代の山域利用

江戸時代の小森村の村高は552石7斗4升8合、宝暦9年(1759)の村鑑によれば、この内新小森の分は123石7斗3升到過ぎなかった<sup>5)</sup>。

石高の上では、古小森村と新小森村の間には、約3.5倍もの開きがあったのに対して、耕地反別で見ると、古小森村は畑が約147町2反、水田が約4町6反、新小森村は畑118町2反3畝7歩と、石高にみるほどの差はなかった。これは耕地の質の差によるといってよいであろう。石盛をみると、新小森の方がやや低く設定されている(第1表)。新小森村と同様に耕地が斜面上にある、隣村中津川村(秩父郡大滝村中津川)の検地帳によれば、そこにおける耕地の多くが下々畑であったことから

第1表 小森村における村高と石盛(宝暦9年)

	古小森(429石1升8合)	新小森(123石7斗3升)
田方	4町6反6畝2歩	—
上田	8ツ半	
中田	7ツ半	
下田	6ツ半	
畑方	147町4反9畝2歩	118町2反3畝7歩
上々畑	6ツ半	—
上畑	5ツ半	5ツ
中畑	4ツ	5ツ
下畑	2ツ半	2ツ
下々畑	7分5厘	5分
上木	2ツ	5分
屋敷	6ツ	5ツ

(宝暦9年「小森村村鑑」より作成)

類推して<sup>6)</sup>、新小森村でも下々畑が多かったものと考えられる。薄村の村明細帳によれば、下々畑では焼畑耕作が行われていたということがわかる<sup>7)</sup>。「風土記稿」には、「土地、山多く畑少く、又焼畑をなして秋作を得るを以て夫食の用をなせり」と記されている。ここには「焼畑」と記されているが、秩父地域の諸処で行われた焼畑は、一般には「切替畑」といわれ、林地と畑地を交替利用する形態のものである<sup>8)</sup>。次にあげる宝永4年(1707)の史料にみえるのもこのような形態である。

### 差上ケ申証文之事

新小森村勘三郎名帳 持來候山畑并切替之場所、作物出来不申候。付荒シ置申候、右荒地之木、畑之くるわ之木、炭売木。什度と御願申上ケ候。付様子御尋被遊候。御林入組之場所も有之哉。并百姓山入組御座候哉と御詮議被遊候。付書付指上ケ申候、右勘三郎願上ケ申候山畠・荒地之内沢ふたき・いれいふち・屋つぼ・すわの平沢・ひなた畑ケ・すさたいら・まりハ沢・けいかり・引いた・ももの木沢・すまいばと申所荒地并畑くるわ。雑木御座候、御林紛敷場所。而無御座候、殊。其外之百姓山入組之場所。而も無御座候、為其証文指上ケ申候、以上、  
宝永四年亥十二月

### 秩父郡小森村

組頭 伊兵衛◎  
同 清兵衛◎  
同 孫右衛門◎  
同 又兵衛◎  
同 伝右衛門◎  
同 庄兵衛◎<sup>9)</sup>

史料に記載されている地名からみて、勘三郎なる者は大谷集落の居住者であったと考えられる。「山畑」ならびに「切替之場所」は「名帳」に記載されているというから、検地を受けた土地で、この勘三郎が高請けしているものと考えられる。これらの土地が荒地地となった跡や畑の畔に生育し

た樹木を木炭の原木として売りたいとして、伺いがたてられている。「風土記稿」には「村民の稼、農隙には山より木を採て、筐板・桶木・挽板・鞆木・鍛冶炭・引下駄等の六品を製するをもて常とす」という記述もあり、この村で山林資源を用いた生産が盛んに行われていた様子が窺われるが、この史料からは、休閑中の焼畑がこれらの原木の供給源のひとつとなっていたことがわかる。

また、「風土記稿」に、小森村には「稼山」があった旨が記されている。稼山は、現在の秩父郡大滝村や群馬県多野郡川上村など、秩父地域や西上州の幕府領の御林を控える村々にみられたもので、領主に一定の山役銭を納めることによってその領域内での山林資源の利用を認められたものであった。小森村は明和2年(1765)以降旗本領となったが、文政6年(1823)「当未皆割付書入帳」<sup>10)</sup>によれば、煤川組に永88文4分、市場組に永31文2分の山役銭が課されており、旗本領となって以後も稼山は存続したと考えられる。この稼山も小森谷での板材等の生産のための重要な供給源であったと考えられる。

宝永4年の史料は留書であるためか、宛先を欠いているが、文意からそれは代官所であったと考えられる。高請地であれ稼山であれ、地元村民が山林資源の利用に際して幕府の許可を得なければならなかったことは、同じ留書に収められた天和2年(1682)の請書に記されている。「百姓四壁之雑木或ハ百姓持分之山ニて竹・雑木伐候者急度御下知可得候、且又其時々ニ而家普請仕方之木竹等きり申候ハ、急度江戸迄御断申上、其上ニて切夫可申候、小百姓水呑百姓家作仕節江戸迄罷越候儀不罷成ものハ割元中へ相断其上ニて竹雑木切可申事」といった如くである。また、貞享3年(1686)の請書からも稼山の内では焼畑を行う場合は、立木のある山は決して焼かず、芝山で行うこと、小森村では従来より堅炭は焼かず、枯木にて鍛冶炭を焼くのみであったが、今後も従来通り生木にて堅炭は決して焼かないこと、「居林野山」において御用木になりそうな木は一切伐採しないことなど取り決められていたことが知られる<sup>11)</sup>。

これらの史料が作成された17世紀末の天和～元禄期は、幕府が秩父地域西部において材木の確保のために、御林と稼山の区分や稼山の利用形態の明確化を行った時期にあたり、現在の秩父郡大滝村域の諸村でも同様の動きがみられた<sup>12)</sup>。

以後、御林からしばしば材木が伐り出されたが、そればかりでなく稼山からも幕府や旗本などの用木が伐採された。これらは実際には、江戸の材木商人と結んだ秩父地域の名主クラスの農民や小鹿野や秩父大宮といった町場に在住する商人によって行われた<sup>13)</sup>。小森村で材木伐採を行った者としては、元文4年(1739)の小鹿野町平八、文化3年(1806)の薄村名主将監の名が史料上に確認できる<sup>14)</sup>。少なくとも18世紀後半までは、材木の伐採・川下げの技術は、秩父地域には定着していなかったと考えられている。したがって、材木伐採には木曾などの先進地から職人を連れてくる必要があり<sup>15)</sup>、そのためにも多くの資金が必要であったと考えられる。

### Ⅲ 明治期の土地利用と土地所有形態

#### 1) 斜面の利用形態

明治初期の一連の地租改正事業によって一応の確定をみた山林の所有は、江戸時代の山域利用の実状に基づいて定められており、これから前代の山域利用のあり方を推測することができる。また、この時に確定した所有形態が後の山域利用に影響を及ぼすこともあった。そこで、ここでは、小森谷上流部の中でもっとも戸数が多い煤川集落を取り上げ、明治20年代に作成された両神村の「土地台帳」を用いて、土地利用と所有の形態を確認することにする。

小森川に沿った斜面の上部と下部では、土地の所有形態と地割が大きく異なっている。「土地台帳」によれば、小森川上流部の南側斜面の大部分と北側斜面の山頂に近い部分は、旧小森村の有力者を筆頭とした180余名の記名共有林であった。

「風土記稿」には、稼山の域内に丸神の滝があると記されている。この滝は、現在の字「滝前」

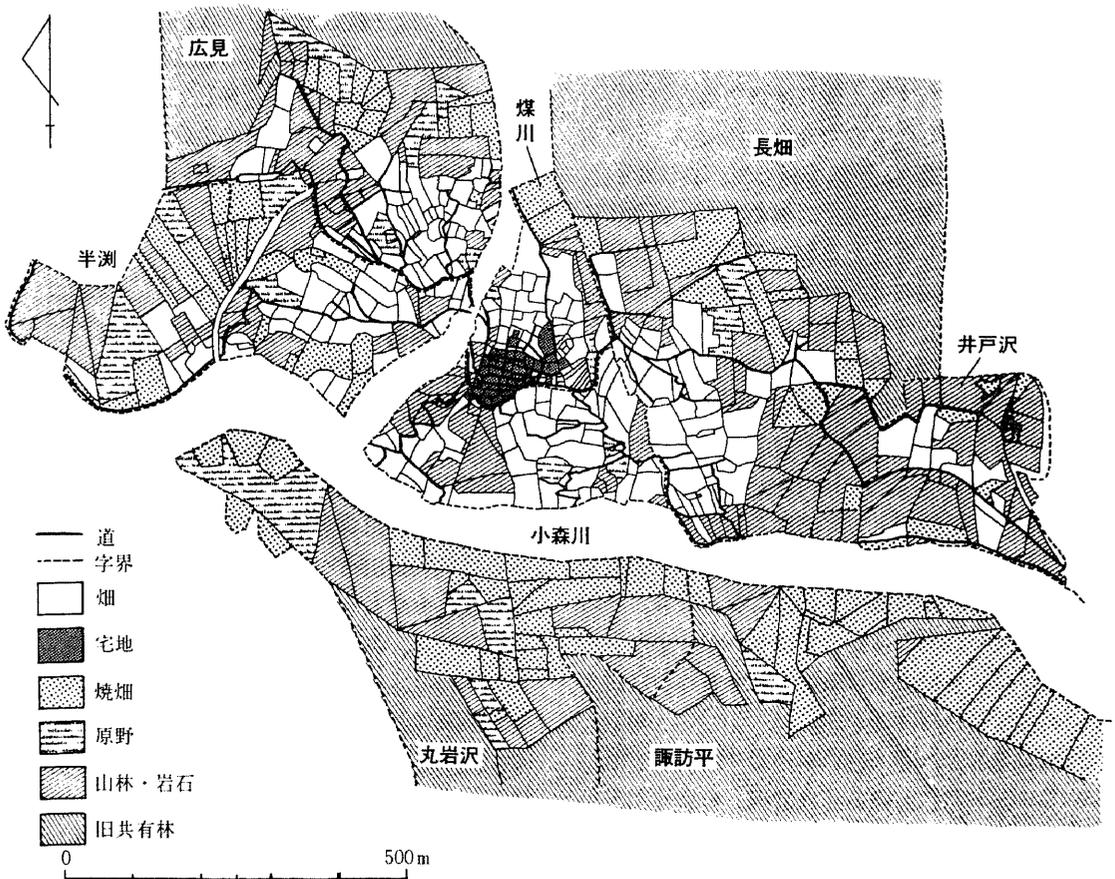
にあり、共有林に属している。このことから、少なくとも南側斜面の共有林は、江戸時代の稼山の系譜を引くものであると考えられる。これらの地割は、1つの字につき1筆といったように、非常に大きい。

これに対して斜面の下部、ほぼ集落が立地している高さより下の部分は、近隣に立地する集落の住民の所有地であった。第3図に示した煤川集落周辺の範囲の土地は、ほとんどが煤川集落の住民の所有地である。

同図には、明治期の「土地台帳」によって、それぞれの土地の地目を示した。字「煤川」はほとんどが宅地や神社、畑で占められており、そのす

ぐ下方の「家の下」には多くの畑が分布している。沢を隔てて集落と接している「広見」、「半淵」にも畑が多いが、西に向かうにしたがって焼畑や山林、原野の占める割合が大きくなり、一筆の地割も大きいことがわかる。集落の東側の沢を隔てた「長畑」も同様で、集落から離れるにしたがって、焼畑、山林、原野の割合が大きくなる。

「長畑」と「井戸沢」の字界付近には、かつて現在の煤川集落とは別に下煤川と呼ばれていた集落があり、現在の煤川集落は上煤川と呼ばれていたという伝承がある。この煤川下集落は江戸時代末に山津波によって壊滅したと伝えられている。これに関する文献史料は現在のところ確認されて



第3図 明治20年代初頭の煤川集落周辺における土地利用  
(「土地宝典」を基図に「土地台帳」により作成)

いないが、この場所の付近には、「阿弥陀堂」という通称地名があり、この周辺から陶器片などが出土するという。また、集落の脇を流れ、集落に生活用水を供給している沢に「井戸沢」という地名が付されている事例は秩父地域には多くみられる。これらのことから、「長畑」東半の山林地目の部分は、煤川下集落の跡地ではないかとも考えられる。

これよりさらに東方の「井戸沢」では、旧道に沿って若干の畑があるのみで、大部分の地目は山林である。小森川の右岸の「丸岩沢」、「諏訪平」になると、地目は焼畑、山林、原野に限られ、1筆ごとの地割も左岸に比べてかなり大きい。

## 2) 土地所有形態の特徴

第4図は、「土地台帳」から、煤川集落に宅地を持つ住民が所有する土地の筆数を地目別にまとめ、字ごとに示したものである。住民は、全所有筆数の多い順に並べ、番号を付した。①のように、「夜倉」から「本沢」まで、極めて広い範囲に土地を所有している者もあるが、基本的に、住民の所有地は集落周辺の字「煤川」、「家の下」、「広見」、「半淵」、「長畑」、「井戸沢」に集中している。畑の分布は、さらに集落周辺の狭い範囲に限られる。集落から離れた字に山林と焼畑が集中し、かつ混在していることは、それらが組み合わせて開発・利用されたことを表すのではないかと考えられる。すなわち、焼畑として開発された場所には開発者の潜在的な所有権が生じ、耕地として利用できる期間を過ぎて林地や荒地になっても、その所有権は失われなかったのではないか。また、台帳の地目は、地籍調査の際の現状を表したに過ぎないのではないだろうか<sup>16)</sup>。

詳細にみると、②・⑭における「諏訪平」や、③・④・⑤・⑫における「丸岩沢」のように、小森川を挟んで集落の対岸では、焼畑は家ごとにまとまって所有されている。一方で、集落から遠く隔たった「本沢」、「譲沢」では、多くの住民の焼畑が混在していた。こうした所有形態が形成された要因は現在のところ不明であるが、開発の過程

の違いから生まれたものと思われる。

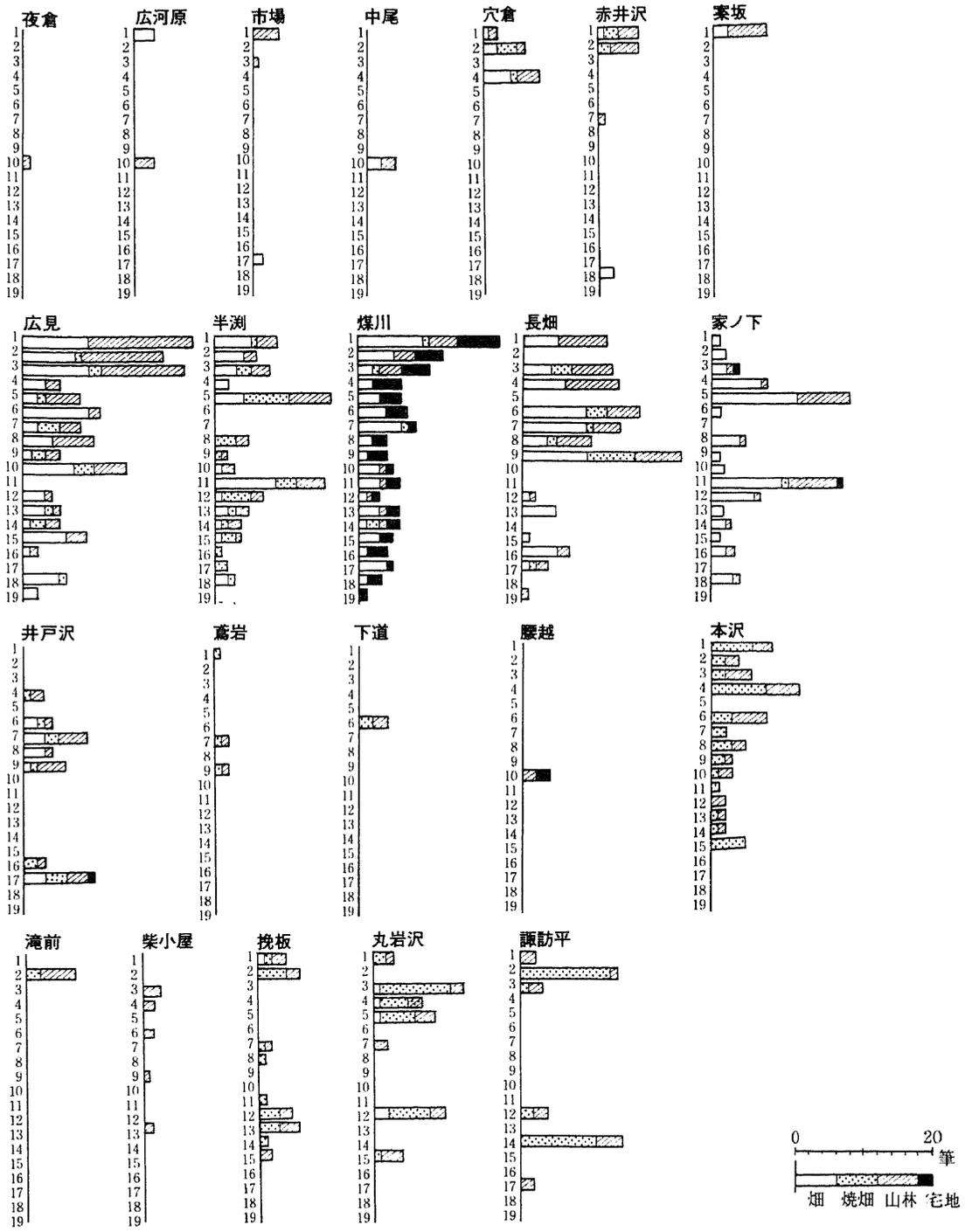
集落内の屋敷の配置を示した第5図によれば、集落内の屋敷の位置によって、所有地の分布に特徴があることがわかる。村の鎮守、煤川神社が集落の最上部にある。墓地は畑の中に散在しているが、全体としては神社の周辺、集落の東端に集中している。広い範囲に多くの土地を所有していた①・②の屋敷地は神社のすぐ下にあり、集落の社会内でのこれらの特別な位置づけが窺われる。「広見」に集中して土地を所有していた住民の屋敷は、集落の上方や中程にあったのに対して、集落の下方に屋敷地があった⑤・⑪は、「家の下」や「半淵」など、より谷底に近い字にまとまって土地を所有していた。また、「広見」、「半淵」に所有地が比較的少なく、「長畑」、「井戸沢」に集中して土地を持つ④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑰・⑱の屋敷は集落の周りを取り囲むように立地していた。このことから、これらは江戸時代末の山津波によって壊滅した下煤川からの移住者ではないかとみられる。

## Ⅳ 山域利用と生業の展開

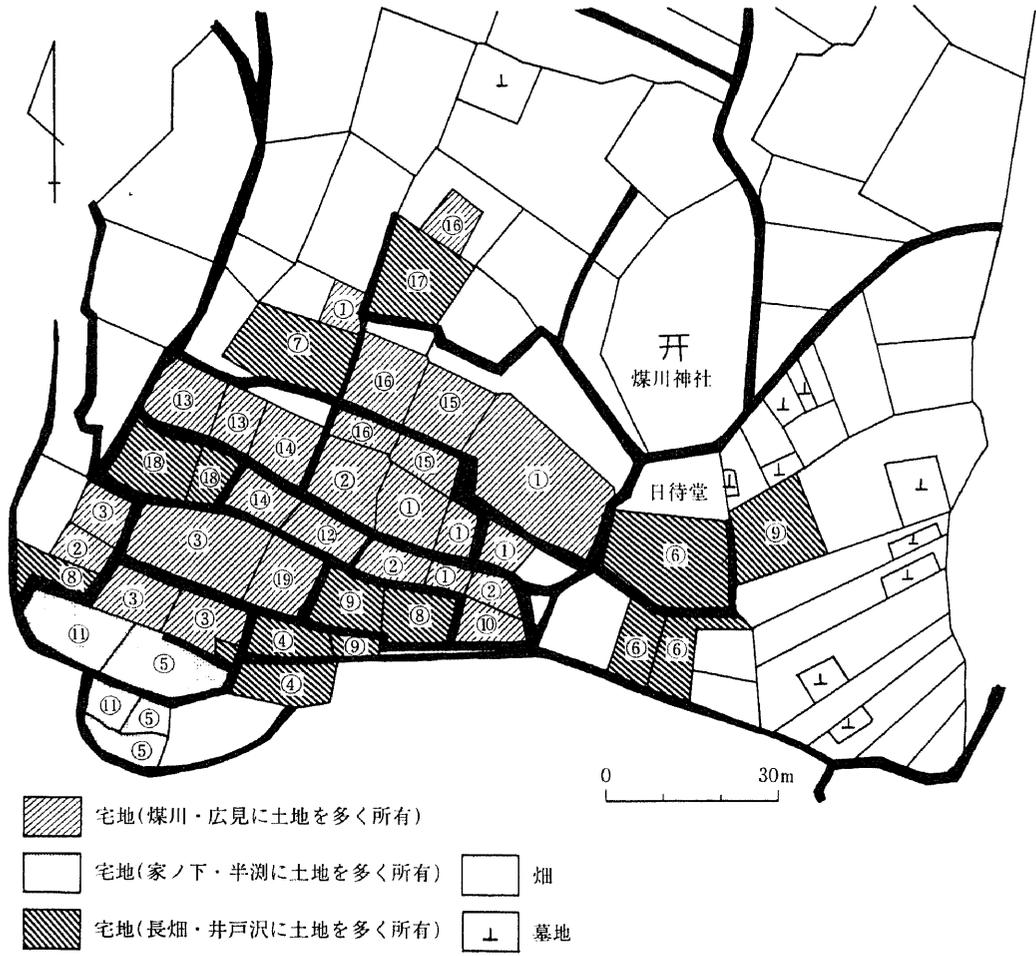
### 1) 明治期～大正期の山域利用と生業

木炭は、煤川集落における重要な生産物であったといわれているが、『武蔵国郡村誌』<sup>17)</sup>に記載された小森村の「物産」の中に木炭はみられず、「民業」の項にも「男女農桑を専とす」とあるのみである。煤川集落で製炭が盛んになったのは、明治期末に富山県から流入した製炭業者によって製炭の技術がもたらされてからであった。それらのうちには、煤川に定住した者もあった。たとえばB家では、明治末期に現在の当主の祖父が富山県から来て、数人の焼夫を使って製炭を行っていたが、大正2年(1913)に煤川の住民から屋敷を買得して定着した<sup>18)</sup>。この他にも、旧来の住民の家に聳入りして定着した製炭業者もあった。

煤川集落の住民のほとんどが、これらから製炭の技術を伝習した。煤川の炭窯は、斜面を背にして石を積み上げ、ねば土(粘土)で固めたもので、高さ150～160cm、1度に10～20俵分(1俵当たり



第4図 小字別にみた煤川集落住民の土地所有(明治20年代初頭)  
 (「土地台帳」により作成)  
 注) 山林には岩石・原野を含む



第5図 煤川集落の屋敷配置(明治20年代初頭)  
 (「地籍図」を基図に「土地台帳」により作成)  
 注) 図中の番号は第4図と対応する

約15～19kg)の炭を焼く、比較的小型のものである。この窯を用いて生産されたのは白炭が多かったという。

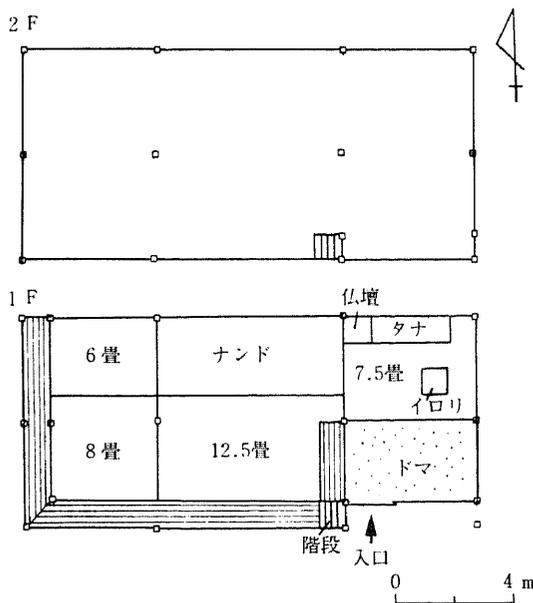
住民の所有する山林や旧共有林は、炭の原木の供給源となった。多くの山林を所有する者は自己の所有地から原木を得ることができたが、これをあまり持たない者は他の住民の山林や旧共有林の雑木を買って得ていた。生産された木炭は小鹿野町や両神村中心部の燃料問屋に出荷された。古くから木炭の集荷を行っていた問屋としては、小鹿野町の常陸屋・守屋商店などの名があげられる。

これらの問屋は、製炭者に炭の代金や米を前貸しして木炭を集荷していたという。聞き取りによれば、明治から大正期には煤川集落に馬方が7～8人おり、生産された木炭もこれらによって運送されたという。

製炭は煤川集落のほとんどの住民によって行われるようになったが、専門に製炭に携わる者は少なく、多くは冬季にのみ製炭を行い、それ以外の時期は専ら農業に従事していた。先にあげた『武蔵国郡村誌』や「風土記稿」にも記載されていたように、小森谷の集落ではマユは重要な生産物で

あった。煤川集落で養蚕が盛んに行われていたことは、その家屋景観からも知ることができる。斜面上に密集した家屋はいずれも大型の2階建てで、養蚕に適したものである。第6図には、C家の母屋の間取りを示した。この家屋の建築年代は正確にはわからないが、現在の当主(大正2年生)の父親がまだ子供の頃に建てられたということから、明治中期であったと推測される。昭和40年代頃からは、稚蚕飼育を1階の8畳間で行い、4令以降の飼育は2階をいっぱいを使って行われたが、それ以前は12.5畳の広間も養蚕に使用されていた。これは、飼育台が導入される以前は、5尺かごと呼ばれるかごが用いられており、これを広げるのに広い空間が必要であったためである。

以下には、C家の当主夫妻の聞き取りに基いて、昭和20年代の養蚕について記すことにする。煤川集落を始め、小森谷では春蚕と晩秋蚕の2回を行う農家が多かった。春蚕の掃き立ては4月20日過ぎに、そして晩秋蚕は8月20日過ぎに行われた。夏蚕を掃き立てる場合には7月始めに行ったが、この時期は畑の繁忙期と重なることもあってあま



第6図 両神村煤川C家の間取略図(1950年頃)  
(現地調査と聞き取りにより作成)

り行われず、行われた時にも、掃き立て量は春蚕の3分の1程度であった。蚕種は、第二次世界大戦後には、農協による販売が行われるようになったが、それ以前は長野県から来る種屋から買っていた。春蚕分の種は、種屋が直接来村して置いていき、夏・秋の分の種は頃合を見計らって郵送してもらったという。種の代金は、秋に再び種屋がやってきて集金した。マユがとれる時分には、深谷市・本庄市方面から「マユ買い」が買い付けに来たという。

斜面に立地した煤川集落では、桑の運搬が大変な重労働であった。桑は畑の畦畔に多くが植えられていたが、C家では、字「丸岩沢」の「日向畑」と通称されている場所からも桑を採取した。この場所は「古桑原(フルクワバラ)」とも称されており、古くから桑畑として用いられていたことがわかる。

畑では主に自給用の大麦・小麦・ダイズ・アズキや野菜類が栽培されていた。聞き取りによれば、集落と同じくらいの標高にある畑の土は「真土」で、比較的良好な畑であるが、上の方は「ノッペイ」と呼ばれる、真土と似ているものの、しまりがなく軽く耕作には不向きな土であるという。また、下の方は傾斜が急である上に小石が多く、よい畑にならないという。鳶岩集落でも同様な話が聞かれた。鳶岩では集落自体は小森川沿いに立地しているが、その周囲の畑は小石が多く混じり、良い畑にならなかったという。山の中腹の緩斜面上は土が肥えているといい、主要な畑はここにあった。集落から離れた場所では焼畑が行われたが、やはり土の良い中腹部で行われたという。こうしてみると、焼畑は地力の低さ故にやむを得ずそのような形態で行われているのではなく、集落からの距離の遠さ故に利用形態が粗放的になっているように思われる。

明治～大正期の焼畑耕作については詳しいことはわからないが、聞き取りによって得られた後年の例から知れるところでは、かならずしも台帳に「焼畑」と登記されている場所でのみ行ったわけではなかった。たとえば、所有する畑の少ない者

は、製炭の原木を伐採した跡や材木の伐採が行われた跡の山林を借用して2～3年間自給用のソバやアズキなどを作付けすることがあった。台帳上の焼畑地目の土地も、放置されてそのまま山林や原野となった場所も少なくない。このように、台帳上の焼畑と山林・原野との区分は明確なものではなかった。「土地台帳」によれば、特に大正後期には焼畑から山林への地目変更が目立った。

## 2) 交通路の変化とその影響

かつて小森村の共有林であった山域は、ブナ、ナラといった広葉樹やモミ、ツガなどの針葉樹の原生林であった。これらは、先に述べたように、江戸時代の稼山であったと考えられる。明治20～40年代にはそれらのほとんどの所有権は村外へ流出した。「土地台帳」によれば、この山域の所有権を得た者の住所は、東京や横浜の場合が多かった。地元の古老によれば、大正期までは、しばしば小森川を使って材木の流送が行われるのがみられたといい、村外の材木業者によって原生林から材木が伐り出されていたことが窺われる。

大正8年(1919)～15年にかけて行われた関東木材合名会社による事業も、この旧共有林の山林資源を用いたものであったが、この事業は単に材木を伐採して流送するのではなく、山麓に製材所を設置して製材を行うものであった。この事業は小森谷に大きな変化をもたらす契機となった。この事業に関連して、富山県からの製炭業者をはじめ、多くの林業労働者が小森谷に來住した<sup>19)</sup>。それらの一部は、事業の終了後も小森谷に残って、その後の両神村の製材業の発展に寄与した。それら残留者の家屋が、それまで人家の無かった上流部の小森川沿いに立ち並ぶようになり、景観も大きく変化した。しかし、それらにも増して煤川集落に大きな影響を与えたのは、この事業に伴う交通路の整備であった。

関東木材は、字「穴倉」と「滝前」に設置された製材所で生産された板材を運搬するために、小森川沿岸にトロッコの軌道を敷設して、馬にトロッコを牽かせた。関東木材の事業は大正15年

(1926)に終了したが、この軌道はその後も整備が重ねられ、昭和12年(1937)まで利用された。この年に台風の影響で軌道の一部が流された後は、軌道は取り外され、昭和19年から29年の間に林道として改良が進んだ。昭和40年代半ばには、小森谷最奥部の白井差まで自動車が入れるようになり、昭和49年には県道に認定された<sup>20)</sup>。

従来、鳶岩より上流部では、集落の中を通る旧道が主に用いられていた。現在は集落の中を通る部分以外はほとんど通行がないため荒れ果てているが、かつては約1間幅の整備された道であった。住民によって生産された炭や薪などは、大正期頃まで煤川集落にも数人いた馬方の引く馬や人の背によって小鹿野町まで輸送されていた。

小森川沿岸の道路の整備が進むと、こちらが主に用いられるようになった。小森川下流から専門の馬車輸送業者が通ってくるようになった。また、煤川集落の住民による生産物は、字「家の下」の畑の中を通る道を通して、川沿いに下ろされ、出荷されるようになった。

この道を川沿いまで降りきった場所には、昭和10年代に、新たな家屋の集中がみられるようになった。これらは、煤川集落の本家から、小森川沿いの畑を宅地と畑として与えられた分家であった。

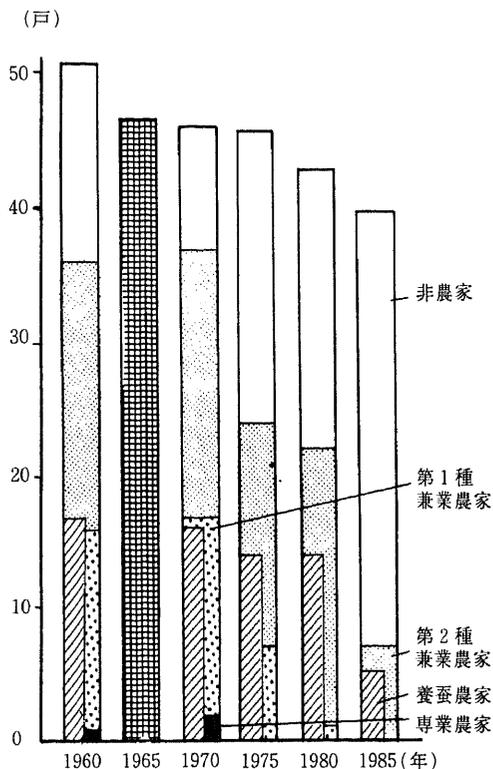
D家の現在の当主(大正8年生)の父は、製炭や馬方で生計を立てていたが、昭和17年(1942)に分家して、小森川沿いに家を建てた。現在の当主は昭和8年から7年季で秩父市の織物工場に勤めた後、昭和16年から20年まで神奈川県に勤めていたが、第二次世界大戦終了後地元に戻り、専門的に製炭を始め、木炭の需要が減少する昭和40年(1965)まで行った。D家ではほぼ年間を通して製炭を行った。1窯で焼くのは15俵分程度であったが、20俵分も焼くような時には補助が必要で、男が伐木・運材を、女が窯の番を担当した。D家では木炭は農協に出荷することが多かった。焼き上がった木炭は小森川沿岸の道沿いまで出せば、農協や問屋から集荷に來た。昭和30年代初頭の製炭の最盛期には1俵当たりの価格が大工の日

当に相当するといわれた。原木は他の住民や旧共有林から、ほぼ半年ごとに500～1000俵分を見積もって買った。原木を採取した跡地は2～3年の間焼畑として続けて利用させてもらうこともあった。

第二次世界大戦直後の食糧難の時期は、食糧の供給源として、焼畑の注目度が高まった時期であり<sup>21)</sup>、焼畑耕作が行われる機会も多かった。この場合、地主に特に借地料などを支払うことはなかったが、この時期は、建築用材として材木の価格が高騰した時期でもあり、一定期間の焼畑耕作を終えた後には杉等を植林して土地を返却することが多かったという。また、雑木を伐り出した跡に定植した杉苗が成長するまでの期間、蕎麦・麦やダイズを作付けすることもあったという。

昭和35年(1960)以後、農業の比重は年々低下していった。第7図によれば、昭和35年(1960)から昭和55年にかけて農家戸数は漸減していることがわかる。こうした傾向の中、養蚕農家は比較的近年まで大幅な減少をみなかった。そればかりか、従来は畑の畔に植えられていた桑が、昭和40年頃には、麦などを作付けしていた畑にも植えられるようになった。当時両神村養蚕組合では、年間に100貫以上のマユを生産した農家を表彰していたが、煤川集落では10戸以上の農家が表彰を受けたという。しかし、昭和60年(1985)以降、農業従事者の高齢化やマユ価格の長期的な低落などといった理由から、養蚕農家は急速に減少した。この時期になると、斜面に立地した煤川集落の養蚕は、もはや大規模に専門経営を行う平地部の農家にはかなわなかったのであった<sup>22)</sup>。

また第7図からわかるように、昭和35年以降には煤川集落の農家はほとんどが兼業農家であった。昭和35年頃には、材木伐採や土木事業の下請けを行う会社を経営する者や、冬季のみ小鹿野町や大滝村の土木建設会社に短期雇用される者があった。昭和50年以降には、第2種兼業農家の割合の拡大が著しいが、この時期には通年的に土木業に従事する住民が増加している(第2表)。また、昭和41年(1966)には、両神村川塩に採石事業を行



第7図 煤川集落における農家数の推移(1960～85)

(各年次の「農業集落カード」により作成)

注) 1965年についてはデータが得られなかったので総戸数のみ示した。

また、1965年と1985年の総戸数は「両神村住民基本台帳」を資料とした。

第2表 煤川集落住民の農業以外の就業先(1975年以降)

土木会社	20人
採石	8
自営	3
村役場	2
大工	1
農協	1

(1992年8月の聞き取りにより作成)

注) 1975年以降に死去・退職した住民も含む。

う両神興業が設立され、煤川集落からも数人が雇用された。

## V むすびにかえて

本稿では、煤川集落を中心にして、小森谷の山地集落における山域利用と生業形態の変化を検討してきた。おわりに、これまで明らかになったことをまとめ、今後の課題を検討してむすびにかえることとしたい。

小森谷の最奥部に近い位置に、少なくとも江戸時代より以前に市場という集落があったこと、小森川の出口の薬師堂には戦国期に市が立てられていたことから、小森谷の山地集落では、古くから山林資源を利用した商品生産が行われていたと考えられる。斜面上に開かれた畑の生産性は低かったが、江戸時代には稼山や焼畑の休閑地の山林資源を利用した商品生産と畑作を組み合わせることが重要な生業であったと考えられる。元禄期以降には、御林を中心に秩父地域の山域から材木が送り出されたが、これは、伐採を請け負った町場の材木商人や近隣の村の名主等によって送り込まれた他国の職人によって専門的に行われた。小森谷の住民によって生産されたのは、小規格の板材や薪炭材であった。

この地域の江戸時代以来の生業形態のあり方は、明治期の土地所有・土地利用のあり方に反映されていた。小森川の右岸や、集落の上方に広がる小森村180余人の共有林の一部は、江戸時代の稼山の系譜を引くと考えられるが、広大なこの山林は明治20～40年代の間に東京など他地域の者の所有に帰した。ここでは、村外の材木業者による材木の伐採と川流しが行われた他、地元集落の住民による製炭の原木の供給地ともなった。

集落周辺の斜面は、畑として利用されていた。畑には自給用の穀物類も作付けされたが、明治期から養蚕が盛んに行われており、一部には桑が植え付けられていた。「土地台帳」からは、集落から離れた斜面や、対岸の斜面には山林、焼畑、原野の地目が混在していたことがわかる。実際の利用においては、林地と焼畑との間に画然とした区分はなく、一定期間の利用を終えた焼畑が原野や林地となったものと考えられる。

明治期末に富山からの移住者によって技術が伝えられて以降盛んに行われた製炭は、原木の伐採に始まり、窯出しから炭の出荷まで、多大な日数と労働量の負担が必要であるにも関わらず、技術が導入されるや集落中に広がった。製炭は主に冬季に行われ、その他の時季には養蚕を中心とした農業が行われていた。

大正後期に行われた製材事業は、他地域から多くの資金と一時的な製材職人・製炭職人などの流入を導いたが、それにも増してこの事業に際する小森谷の交通路の改変は、その後の小森谷における生業の展開に大きな影響を与えた。当初は、従来の生産物を搬出するための便がよくなるという効果があった。小森川沿いに分家の分出により新たな家屋の集中もみられるようになった。これら新たな分家は農業の基盤となる耕地をあまり所有していなかったこともあって、製炭業などに専門的に従事したり、比較的早い時期から企業や建築業に就業した。一方、従来の集落では養蚕中心の農業経営が行われるようになったが、平地部との競争には勝てず、昭和60年代には急激に衰退した。また、小鹿野町や大滝村の土木建設会社や、高度経済成長期に両神村内に設立された工場へ住民の労働力がますます集中するようになった。

これまでにみてきた小森谷を事例とした検討結果からは、以下のことが指摘できる。

秩父地域の山地集落では少なくとも戦国期に遡る時期より山林資源を用いた商品生産が行われていたが、その生産活動の様式は、決して専門的に行われたものではなく、畑作などが組み合わせられ、自らの労働力を最大限に利用した複合的なものであった。集落から隔たった場所で行われていた焼畑耕作は、まさにそのような生産活動の地表上への表現であった。第二次世界大戦後間もない食糧難の時期に焼畑耕作が多く行われたということからもわかるように、焼畑は自給用作物の生産に利用されていたと考えられるが、それだけにとどまらず、商品生産の基盤でもあった。すなわち、休閑期にそこに生育した樹木は木炭など商品生産物の原材料となったのであった。生産が専門的に

なり、複合的な生産様式がこれに伍していく余地のほとんどない現況では、山域は杉林に固定され、焼畑はもろもろ行われなくなり、山地はいわば活性を失った状況にある。

17世紀後半の江戸の発展に伴って、材木の需要が増大した時期に、多大な資金や革新的な技術を投入して材木を伐り出したのは、専ら江戸に成長した材木商人であった。秩父地域ではそれらと結びついた町場の商人や村の名主達が伐木に関わるに留まっていた。小森谷では、明治～大正期の製炭技術の受容にみられるように、小規模な生産の技術の受容はみられたが、自ら伐採事業を行うといった方向へは進まなかった。これまでに明らかになった限りでは、赤平川やその支流の流域では複合的な生産活動への指向の傾向がより強いように思われる。

これに対して、同じ秩父地域でも久那村など秩父大宮周辺の村や大滝村など、荒川流域には江戸時代から江戸の商人と結んで材木伐採事業を行う者が現れるなど、商業や新たな技術への対応がかなり異なっている。この背景には伝統的な生業形態の相違があったと予測される。技術の受容のあり方と生業形態との関連についての比較検討は今後の重要な課題であると考えられる。

## 付 記

現地調査に際しては、両神村煤川集落の方々を始め、多くの方にご協力をいただきました。両神村役場、秩父市立図書館には史料閲覧の便宜を図っていただきました。また、1992年度の実習時には、石川加代子、中島新、多山剛司の諸氏に調査の労を共にしていただき、資料整理にもご協力をいただきました。記して厚く御礼申し上げます。

## 注および参考文献

- 1) 内務省地理局編(1884)：『新編武蔵風土記稿』(1972年復刻、大日本地誌大系⑧、雄山閣)、271～272。
- 2) 秩父地域には、薬師堂や阿弥陀堂といった堂の周囲が、村の名主を世襲したような旧家、あるいは集落の共同墓地とされている例が多くみられる。たとえば、同じ流域の譲沢では、薬師堂の周囲が集落の共同墓地となっている。平坦部でも大淵村(皆野町大淵)の名主を世襲した金室家のマキの墓は、阿弥陀堂を中心としているといった例がみられる。
- 3) このような山間部に市場があったことについては、山嶺をひとつ隔てた中津川村(現大滝村中津川)で江戸時代初期まで稼がれた金山に関連する物資がこの地で取り引きされていたことが考えられる。小森川最上流部に位置し、市場と隣合う白井差集落は中津川村の分村であった。堂上の薬師堂、大堤の諏訪神社と宝正寺、長又の薬師堂はいずれも中津川から出てきたという伝承があることから、小森川流域と中津川金山のつながりが窺われる。
- 4) 六本木健志他(1991)：秩父山間集落の存立基盤とその変質―両神村簿を事例として―、歴史地理学調査報告、5、53～81。
- 5) 宝暦9年小森村村鑑。志野昭(1983)：『秩父山地農民の生活』、有峰書店新社、68～84所収。
- 6) 大滝村中津川逸見家文書 元禄10年「中津川村検地水帳」。
- 7) 前掲4)、69ページ。
- 8) 丹羽邦男(1988)：地租改正における焼畑の把握、徳川林政史研究所研究紀要、22、53ページ。
- 9) 秩父市立図書館蔵両神村小森加藤家文書 「御用留綴(天和～貞享期)」。
- 10) 前掲5)、121～128。
- 11) 前掲9)
- 12) 大滝村大達原山口家文書 享保18年「差上申連判御請証文之事」。この史料には、稼山の範囲とその利用についての規定が記されている。なお、同史料によれば、これらの規定は松平清三郎代官の時代(元禄2～9年)に定められたとされている。
- 13) 貝塚和実(1989)：秩父山地における幕府の山林支配と生業、徳川林政史研究所研究紀要、23、108ページ。
- 14) 皆野町大淵金室一家文書 元文4年「乍恐以書付を御注進申上候、同年「覚」。文化3年「乍恐以書付奉願上候」。
- 15) たとえば、安永6年(1777)の御林の伐採では、木曾の日用頭九郎右衛門が日用組を率いて伐り出しを請け負っている。初めて地元古大滝村の柚職人が登場するのは、史料上では寛政11年(1799)のことである。前掲13)、109ページ。
- 16) 大滝村中津川では、明治9年の「地引帳」によれば、村の広い範囲を占める共有林の域内に、島状に私有の焼畑がみられる。これらのうち、明治20年頃の「土地台帳」では、山林として登記されている例が非常に多い。この事実もこの推測を裏付けているように思われる。

- 17) 埼玉県(1954)：『武蔵国郡村誌』，7，埼玉県立図書館，209ページ。
- 18) 聞き取り及び両神村役場所蔵，旧「土地台帳」による。
- 19) 福宿光一(1981)：奥秩父山地への一時的林業移住者－大正末期～昭和初期－，埼玉県史研究，8，67～68。
- 20) 両神村建設課資料による。
- 21) この時期には，小森川下流部の大堤集落などでも，集落付近の山域で焼畑が多く開かれ，麦やバレイショが作付けされたという話が聞かれた。平坦地の畑はほとんど桑畑として利用されていたため，食糧は焼畑に依存せざるを得なかったという。
- 22) たとえば，両神村小沢口のある農家では，昭和50年代後半～60年代前半に3トンのマユを生産したが，この頃には自分の畑のほとんどを桑畑にしていたばかりでなく，熊谷市・本庄市方面からも桑を買い入れて大規模な経営を行ったという。